

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第 4 号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警備第 1 課)</p> <p>第33条 警備第 1 課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第 2 課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）に規定する犯罪</u></p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国際テロ対策室においては、第 1 項第 2 号（同項第 4 号キに係るものに限る。）及び第 4 号キに掲げる事務を処理する。</p>	<p>(警備第 1 課)</p> <p>第33条 警備第 1 課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第 2 課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪</u></p> <p><u>カ</u> 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）に規定する犯罪</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国際テロ対策室においては、第 1 項第 2 号（同項第 4 号クに係るものに限る。）及び第 4 号クに掲げる事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。